

食事療養費について

当院では、食事療養費(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(朝食：午前8時、昼食：午後0時、夕食：午後6時以降)適温で提供しています。

●入院時食事療養費の標準負担額について(1食につき)

・70歳未満の方

区分			標準負担額
一般(住民税課税世帯)			1食 490円
〃 ※指定難病患者等			1食 280円
住民税非課税世帯	過去12か月の入院日数	90日以下	1食 230円
		91日以上	1食 180円

70歳以上の方

区分			標準負担額
一般(住民税課税世帯)			1食 490円
〃 ※指定難病患者等			1食 280円
住民税非課税世帯 (低所得者Ⅱ)	過去12か月の入院日数	90日以下	1食 230円
		91日以上	1食 180円
住民税非課税世帯(低所得者Ⅰ)			1食 110円